



液体物を

ごみ袋に入れないでください

液体物はそのままでは収集することが
できませんので、使いきるなどして、
空の容器のみをごみに出してください。

使いきれない液体の処分方法

食用油や洗剤、手指用の消毒液などは、市販の凝固剤を利用したり、紙や布に染み込ませるなどして捨ててください。

※危険物など液体の種類によっては廃棄方法が異なるため、不明な場合は販売店やメーカー、または下記までご相談ください。



液状のままのものがごみ袋に入っていると、収集車に詰め込むときにごみ袋や容器が破裂して、中身が近隣の住宅や通行人、収集作業員に飛散し、**周辺の汚れや異臭**の原因となったり、**通行人や収集作業員の怪我など事故**につながったりする恐れがあります。

事業活動に伴って生じた液状の廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリなど）は、産業廃棄物として適正に処理してください。

福岡市HP
事業所から出るごみ

